

「臨時災害放送局の開設等に関する手引き」(案)

— 「防災・減災のための放送利用行動計画」に参加する市町村のために —

平成 24 年 12 月 5 日
総務省 信越総合通信局

ポイント

- ① 臨時災害放送局とは、**災害時に市町村**によって開設される**臨時**のFM放送局です。
- ② **緊急時の免許手続は、口頭で可能です(臨機の措置)**。優先電話や衛星携帯電話等を利用して**信越総合通信局放送課**(026-234-9938 又は 090-3145-9497)に連絡して下さい。
- ③ 局舎が被災するなどして信越総合通信局が対応できないことがあります。そのときには、**関東総合通信局放送課**(03-6238-1702)が対応します(調整中)。
- ④ 開局には、まず、首長等の意思決定が必要です。次いで、信越総合通信局に連絡して下さい。
- ⑤ 「臨機の措置」は、平時から準備をしておくことで、迅速になります。「**防災・減災のための放送利用行動計画**」(以下、「**行動計画**」)では、災害発生を想定して、送信設備の設置場所の選定や、機材や電源の確保等を事前に検討し、開局に備えます。
- ⑥ 市町村の庁舎以外のスタジオから災害関連情報を放送することで、**防災行政無線を二重化するような効果**が生まれます。**市町村とスタジオの間で、迅速、正確に情報を伝達する手段**が必要になるので、「**公共情報コモンズ**」を利用します。入力されたデータは、ラジオやテレビの放送、PC やスマートフォン(予定)、エリアメール(予定)などへの配信にも対応しているので、**多様化が進むメディアへの一元的入力**が実現します。

目次

はじめに.....	3
1 臨時災害放送局とはどのようなものか.....	4
1-1 臨時災害放送局の法制度.....	4
1-2 免許手続き.....	4
2 臨時災害放送局の機材.....	5
2-1 アンテナ（送信所）の立地.....	6
2-2 放送機材の設置.....	7
2-2-1 スタジオと送信所・アンテナが同じ建物の場合.....	7
2-2-2 スタジオと送信所・アンテナが離れている場合.....	7
3 臨時災害放送局の運営.....	8
3-1 庁舎とスタジオ間の情報伝達方法.....	9
3-2 放送の編集方針.....	10
3-3 費用負担.....	11
4 よくある質問（FAQ）.....	12
【臨時災害放送局とは何か】.....	12
問 「臨時災害放送局」とはどのようなものですか。.....	12
問 臨時災害放送局は、災害の規模が大きいときだけ開局できるのですか。.....	14
【免許の手続き】.....	15
問 臨時災害放送局の免許は、誰が、誰に対し、どのように申請するのですか。.....	15
問 臨時災害放送局を、複数の市町村が共同して開局できますか。（演奏所を一つにできますか。）..	16
問 臨時災害放送局の放送が届かない地域に中継局を設けられますか。開局後に遅れて追加設置というのでもかまいませんか。.....	17
問 災害発生を想定して事前に周波数利用を調整する「行動計画」があるのだから、申請不要にできないのですか。.....	18
問 「臨機の措置」を求めるのに電話が断線や輻輳のためにつながらないときはどうすればいいのですか。..	19
問 信越総合通信局への電話がつながらないときには、信越以外の総合通信局から免許を受けられますか。.....	20
問 既存のCFMはそのままに、臨時災害放送局の放送を新たに始められますか。.....	21
問 「臨機の措置」で免許を受けた後日に、正規の書面による手続きを行う必要がありますか。.....	22
問 正規の書面での免許申請の際には、手数料が必要なのですか。いくらがかかりますか。.....	23
問 落成検査を受ける前に廃局するような開局期間の短い臨時災害放送局は、どうなるのですか。.....	24
問 免許を受けた後は、電波利用料の支払いが必要ですか。.....	25
【周波数の割当て】.....	26

問 周波数に余裕がないために申請しても免許されない、といったこともあるのですか。.....	26
問 被害を軽減するために、被害が発生していない段階から、臨時災害放送局を開局できますか。.....	27
問 警報等が発令される度に臨時災害放送局を開局して住民に注意を呼びかけることは、認められますか。	28
問 例えば、豪雪警報等を伝えることを目的に、冬期の初めの、例えば、毎年12月1日に、警報等の発出 如何にかかわらず臨時災害放送局を開局することは、認められますか。.....	29
問 他の放送局との混信が生じたりしませんか。.....	30
問 臨時災害放送局に割り当てられる周波数は、非常時への備えとして日頃から住民に周知しておきたいの ですが、かまいませんか。.....	31
問 あらかじめ機材を設置しておき、ただちに無線局の運用を開始できる状況を準備しておいてもかまいませ んか。.....	32
問 FM波ではなくAM波を使って臨時災害放送局を開局できますか。.....	33
【運用】	34
問 臨時災害放送局の「臨時」には、長くていつまでという期限はあるのですか。.....	34
問 臨時災害放送局の放送は、被災の状況によっては、免許期間を超えて続けられますか。.....	35
問 災害発生から相当期間が経過してから、臨時災害放送局を開局することや、いったん廃止した臨時災 害放送局を後日に再開することは認められますか。.....	36
問 臨時災害放送局は、例えば一日おきに放送するといった番組編成でもよいのですか。.....	37
問 放送を継続していく際に利用できる支援はないのですか。.....	38
問 臨時災害放送局が放送するのは、市町村発の情報に限られるのですか。.....	39
問 臨時災害放送局の開局や運営を担当する市町村の職員は、防災担当でなければいけませんか。広報、 市民、情報といった部署が担当してもよいのですか。.....	40
問 臨時災害放送局の運営をNPO法人やボランティア団体に委託することはできますか。.....	41
問 臨時災害放送局を自らは運営していない市町村は、どう運営に関与すればよいのでしょうか。.....	42
問 市町村は、放送される内容を、了解していなければいけませんか。.....	43
問 県域放送局からニュース番組等の供給を受けて臨時災害放送局が放送することは、認められますか。	44
問 番組内容に、こういう内容のものはいけないといった制限がありますか。.....	45
問 臨時災害放送局が開局されることを、市町村の「地域防災計画」に明記してもかまいませんか。.....	46
問 臨時災害放送局を開局し、放送を続けていくためには、どれくらいの費用がかかりますか。国からの財政 支援はないのですか。.....	47
問 費用負担に関し、国としてこうあるべきというルールを示さないのですか。.....	48
問 臨時災害放送局の放送にコマーシャル（広告放送、いわゆるCM）を入れてもかまいませんか。.....	49
【関係規制】	50
問 臨時災害放送局は、無線従事者を配置しなければならないのですか。.....	50
問 無線従事者がいない市町村は、臨時災害放送局を開局できないのですか。.....	51
問 臨時災害放送局への規制はあるのですか。国（総務省）への報告義務などがありますか。.....	52
結び	53

はじめに

東日本大震災の被災地では、24の市町のべ29局の「臨時災害放送局」が開設、運用されています。平成23年3月11日の震災直後に開設された局もあり、被災者の生活安定等に活躍する臨時災害放送局の様子は、その後、全国的にも広く報道され、知られています。

東日本大震災発生当初、臨時災害放送局は、被災地の避難所の避難者名簿、住民の安否、ライフライン（電気、ガス、水道、電話）の状況、支援物資の配布等の情報を放送しました。やがて、炊出し、給水、入浴施設等の救援情報、道路や店舗等の再開情報、仮設住宅や義援金の手続きなどの行政機関からの情報等をきめ細やかに提供するようになりました。

本書は、東北総合通信局等が策定、公表する「臨時災害放送局開設等の手引き」を参考に策定しています（http://www.soumu.go.jp/soutsu/tohoku/saigai_portal/saigaifm.html）。東日本大震災の経験を踏まえた東北の「手引き」は、臨時災害放送局開局の方法等を、首長はじめ市町村の防災・広報広聴・情報担当の方々に分かりやすく解説しています。未曾有の災害に直面して、機材調達、要員確保、維持運営などがどう行われたかが実例も交えて紹介されており、信越にも参考になる内容です。

これに対し、本書は、信越地域における「防災・減災のための放送利用行動計画」（以下、「行動計画」）に参加する市町村のための「手引き」として用意されています。災害の種類や、臨時災害放送局の開局を取り巻く環境等は、信越の事情を念頭に置いています。また、「行動計画」は、開局への備えを、市町村や放送会社の「共助」をもって強化しようとしているので、その目的に沿って編集されています。

被災直後のもっとも混乱する時期に、より早く、より確実に、臨時災害放送局が開局されるよう、「行動計画」は、信越の各方面の協力、連携を図り、さらに、放送が被災者から必要とされる間は安定して運営されることを目指します。被災直後に臨時災害放送局が開局できていれば、防災行政無線を補完する役割を果たすこともできて、一人でも多くの住民に情報を伝える有力な手段になります。

本書が、信越の防災・減災の一助になることを期待しています。

信越総合通信局

1 臨時災害放送局とはどのようなものか

「臨時災害放送局」は、FM 放送の電波を使用する放送局で、臨時災害 FM(エフエム)局とも呼ばれます。

阪神・淡路大震災の経験等を踏まえて、平成 7 年 2 月に制度化されました。災害時に、地方公共団体が住民向けに情報を提供するために臨時に開設することができる放送局であり、被災者の救援や生活支援等のための放送を行います。災害の被害を軽減することが目的の放送局なので、住民が手にするラジオ端末に危険回避行動を直接呼びかけることができ、防災行政無線を補完する役割を担うことができます。

臨時災害放送局を開局するためには、電波法に基づく放送局の免許が必要です。緊急時なので、その免許申請は、「臨機の措置」として電話（口頭）によって行うことができます。

「行動計画」では、この臨時災害放送局の免許が迅速、確実に交付されるように、準備を進めます。

1 - 1 臨時災害放送局の法制度

臨時災害放送局は、電波法に規定する「基幹放送局」であって、放送法に規定する「臨時かつ一時の目的のための放送」のうち「暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つ」放送を行う放送局です。また、放送法関係審査基準では、臨時災害放送局の放送番組は、「被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲のものであること」と規定されています。（関係法令は、よくある質問（P.14）を参照して下さい。）

1 - 2 免許手続き

臨時災害放送局の開局は、緊急時に必要とされるものなので、市町村は、電話（口頭）の手続きで免許を受けることができます。ただし、申請すれば必ず免許が付与されるわけではありません。例えば、既存の FM 放送に混信妨害を与えるような場合には免許されません（災害が発生したときには、既存の FM 放送も災害に関する情報を放送しているでしょうから、臨時災害放送局が優先するわけではありません。）。有限な周波数（電波）なので、電波が混雑している地域では、新しく開局する放送局に割り当てる余裕がない、といったことがしばしば生じます。東京や大阪のほか多くの大都市部では、この余裕がほとんどないのが実情です。

口頭で免許を受けた場合には、後日、速やかに書面による正式な手続きを行う必要があります。また、災害時の臨時の放送局なので、目的が達成されたなら、廃止しなければなりません。恒常的に放送を続けられる放送局ではありません。

「行動計画」では、災害発生を想定して、各地での臨時災害放送局の開局の可能性をあらかじめ検討します。効率的に周波数を利用し、被害軽減に最大の効果を上げられるよう、免許を受ける市町村や開局を支援する放送会社が様々な可能性について話し合い、信越総合通信局も参加して、「臨機の措置」による免許付与に備えます。

2 臨時災害放送局の機材

東日本大震災では、津波で多くの建物が流失し、市役所や役場も大きな被害を受けました。臨時災害放送局を開局するためのスタジオスペースや機器を確保することにさえ、多くの困難がありました。

「行動計画」では、主に、コミュニティFM放送（以下、「CFM」）やコミュニティチャンネルを持つケーブルテレビ放送（以下、「CATV」）の設備やスタッフを活用します。臨時災害放送局の迅速、確実な開局に役立つからです。CFM 会社や CATV 会社の局舎が大きく被災しない限りは、既存の放送用のスタジオ設備等を活用するのは、費用面の課題もありますが、大規模災害では市役所や役場が被災し、防災行政無線のシステムが使用できなくなることも想定して、他にスタジオ等を置くことで情報伝達の冗長性を高めようとしています。

機器は、放送局として常備してあるものを活用しますが、送信設備など足りないものは、新たに用意します。東日本大震災の経験から、マイク、ミキサー、CD プレイヤー、録再機器、アンテナなどで構成される機器一式が登場しているので（後出の写真を参照）、こうしたものを利用する方法もあります。

「行動計画」には、被災地外からの応援が織り込まれています。しかし、災害発生によって道路が通行できなくなると、応援の到着が大幅に遅れることもあるでしょう。すべての市町村が機材をそれぞれに購入するのは難しいでしょうが、災害時に防災行政無線とともに危険回避を住民に呼びかけるために使うのであれば、すぐに放送を開始できるように機材を常備しておく必要があるでしょう。一方、応援の到着を待って放送開始する方法でも、被災地に設備等が速やかに搬入されてくれば、被災後数時間のうちに放送は始められるでしょう。

「行動計画」に参加する市町村は、いずれの形態を目指すのかを決めて、災害時には計画通りに確実に行動できるよう、機材操作に習熟するなどの準備を進めます。

（機器一式の写真）（例）



主な仕様

事項	内容	備考
基本機能	FM ステレオ送信機能（1ch）	
送信電力	最大 100w（可変）	
大きさ	縦 670×横 525×奥 520 (mm)	突起・前カバー除く
重量	約 60kg	
電源	AC100V	
その他	CD プレイヤ、8ch ミキサ装備 別途送信アンテナが必要	

2-1 アンテナ（送信所）の立地

アンテナの設置場所は、周辺を見渡せる高いビルの屋上、小高い丘や山頂に確保できると、遠方に電波が届きやすくなります。ビルや山の陰からでは電波が弱くなり、電波が届かない地域が増えます。一方で、状況の良いところがスタジオから遠いと、スタジオと送信所を結ぶ伝送機器が必要になり、途中のケーブルが断線する等の可能性も高まります。

CFM 会社も CATV 会社もなく、独自に臨時災害放送局を開局し運用する市町村では、アンテナの設置場所や電源確保の方法を検討し、準備しておくことが大切です。

送信機をスタジオから離れた場所に設置するのであれば、電源の確保やスタジオからの番組伝送用の回線が被災時にも確実に利用できるようにして下さい。屋外設置の送信機等を収納する箱（風雨、雪に耐えられるもの）も必要になります。

ビルの屋上にアンテナを設置するには、マストを固定するアンカー（手すり、フック等）が3～4方向に必要です。可搬型の設備一式中に含まれているアンテナの場合にも、それを取り付けるポール等の準備が必要になります。

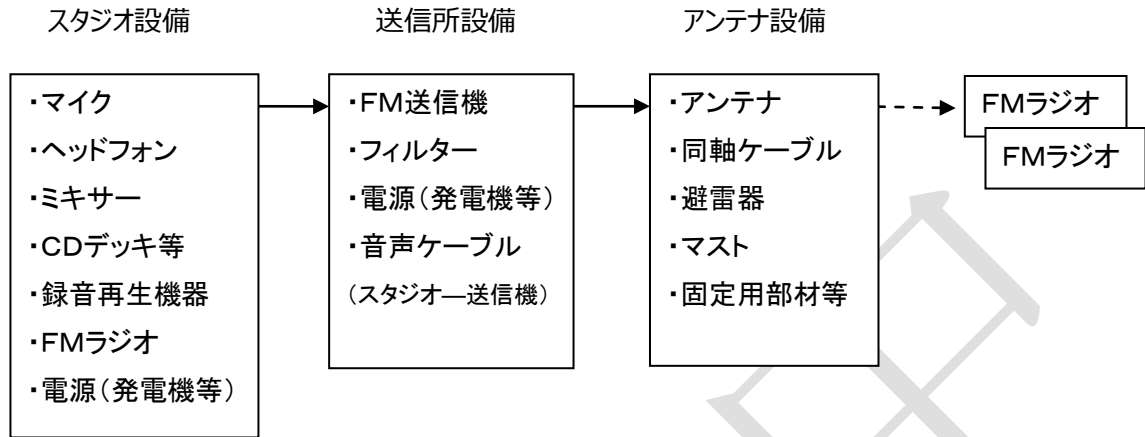
山頂に設置すれば、広域に放送を届けやすいものの、電波が飛び過ぎて干渉を起こしやすく、周到な検討が必要です。

落雷が多い地域では、特にその対策（避雷針、避雷器の設置）も考慮して下さい。

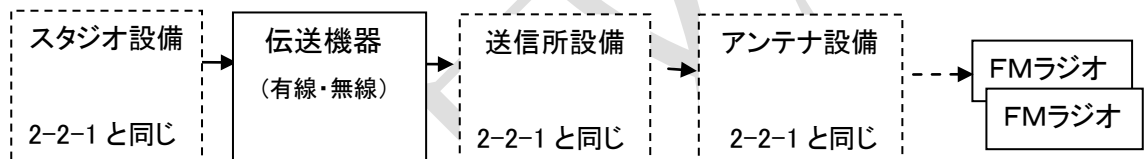
「行動計画」では、臨時災害放送局を開局する市町村ごとに、アンテナの立地や電源の所在、設備の収納等をあらかじめ検討し、準備します。特に、アンテナの立地は、放送が届く地域を左右する一方、干渉を引き起こすこともあるので、なるべく早い段階で、信越総合通信局などの専門家に相談するようにして下さい。

2-2 放送機材の設置

2-2-1 スタジオと送信所・アンテナが同じ建物の場合



2-2-2 スタジオと送信所・アンテナが離れている場合



3 臨時災害放送局の運営

臨時災害放送局を運営するためには、①編成責任者、②アナウンサー（パーソナリティ）、③制作（原稿や放送素材の制作）者、④技術者（ミキサー・編集スタッフ）、⑤レポーター等の要員が必要になります。

被災すると多忙を極める市町村に、このような要員を確保する余裕はないでしょうから、臨時災害放送局の運営は、外部に委ねるのが現実的です。防災行政無線と同じ内容を同時放送するだけであれば、このような体制は必要ありませんが、大規模災害の場合、被災者は様々な情報を必要とし、しかも時間が経過するにつれて情報のニーズは多様化します。万一にも、防災行政無線が使えない事態に陥ったときの二重化にもなります。

防災行政無線とは物理的に別のシステムで臨時災害放送局を開局して、その運営は CFM 会社や CATV 会社に委ねる方法では、市役所や役場の庁舎と CFM 会社等のスタジオとの間の情報伝達が重要になります。電話やファクスに頼っているのは、断線や輻輳のために情報が伝えられないことも起こり得ますし、人為的なミスも発生しやすくなります。

「行動計画」では、CFM 会社や CATV 会社の設備や経験、専門的知見を活用することで、市町村の臨時災害放送局の開局を支援します。それでも、非常時には、限られた人数での運営が続く状況が生ずるでしょうから、一人のスタッフが幾つもの業務を兼任できるように平時から訓練しておくことや、昼夜を問わず放送を続けるため被災地内外からの応援体制を準備しておくことを進めます。

「行動計画」に参加する市町村も、非常時の連絡網や、放送する内容の確認等を準備するとともに、関係者との連携について、協議、調整しておくことが重要です。

3 - 1 庁舎とスタジオ間の情報伝達方法

被災者向けの被害情報や安否情報、給水情報等のような、災害対策本部等から発表される情報は、放送用に整理して、原稿として作成し、読み上げられます。この作業に、CFM 会社や CATV 会社のスタッフの力を借りるのは、合理的です。加えて、被災直後であれば、防災行政無線を補完する目的のために臨時災害放送局を使えるので、こうしたスタッフにラジオ放送として情報を伝えてもらえば、放送に慣れた、落ち着いた語りで、例えば、高齢者にも聞き取りやすくなるでしょう。

宅内や車内にいる人たちにも直接呼びかけることができ、大事にしたいこのような伝達手法も、庁舎とスタジオ間の情報伝達がうまくいかないと生きてきません。避難勧告等の情報などが伝わらないことがあると、人命にもかかわります。

「行動計画」では、被災直後から放送する臨時災害放送局を増やして、住民に危険回避行動を呼びかけ、防災行政無線や広報車を補完する役割を高めます。市町村の庁舎から離れている放送会社のスタジオに、市町村の庁舎から、刻々と変化する情報を、迅速、正確に伝えるために「公共情報コモンズ」を利用します。「行動計画」に参加する市町村は、「公共情報コモンズ」への一度のデータ入力をもって、臨時災害放送局のスタジオに伝え、同時に、多様化の進む各種のメディアに一元的に情報を伝えます。

災害時の情報伝達に重要なのは、冗長性です。迅速、確実な情報伝達を一つの手法によって担保することは難しく、危険です。「公共情報コモンズ」も絶対ということはありません。電話やファクスのバックアップを備えておく必要があります。

「公共情報コモンズ」では、入力したデータが Web 上で正しく伝達されているかをブラウザを利用して常に確認することができるので、万一トラブルがある場合には、電話等による伝達に速やかに切り替えるなどの対策を取ることができます。

3 - 2 放送の編集方針

避難世帯のための生活支援や、まちの復旧の様子を知らせる情報を伝えるとなると、市町村発の情報ばかりでは足りず、放送会社が独自の取材によって収集し、伝えることも必要になるでしょう。そのときには、CFM 会社や CATV 会社の、地域メディアとしてのネットワークや経験が活きます。

ただし、放送の主体は、あくまで市町村です。住民に何をどう伝えるのかを決めるのは市町村であって、CFM 会社や CATV 会社は、その委託によって放送の業務を運営する立場です。ですから、「行動計画」では、災害時にどのような情報をどう伝えるのかを、市町村と放送会社があらかじめ協議します。放送の内容は、市町村発の情報が中心でしょうが、東日本大震災では、救援活動に従事する自衛隊、電話等のライフライン事業者、消防、警察からの情報等も伝えられていました。

放送の編集方針については、放送主体と運営主体があらかじめよく話し合っておく必要があります。

3-3 費用負担

臨時災害放送局の免許は、市町村に対して与えられます。ですから、放送を、どのように、いつまで行うのかを決めるのも市町村です。そのような放送に伴い発生する費用ですから、基本的に、市町村が負担するべきものでしょう。

もっとも、CFM 会社や CATV 会社が臨時災害放送局を運営する場合には、市町村の費用負担をどうするのかは、一様ではないでしょう。CFM 会社や CATV 会社の運営を、普段から市町村が支えている例もあり、放送主体と運営主体の関係は、市町村ごとに違います。ですから、非常時に備える平時からの準備として、両者の間であらかじめよく話し合っておく必要があります。

4 よくある質問（FAQ）

【臨時災害放送局とは何か】

問 「臨時災害放送局」とはどのようなものですか。

(答)

- 1 「臨時災害放送局」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのエフエム放送のことです。
- 2 災害対策放送を目的とする臨時の放送局であり、緊急に開設するものであり、初期の目的が達成された時点で廃止されます。正式な申請手続（書面申請、審査、検査等）は後日災害対応が一段落した段階で行えばよく、電話（口頭）による申請を受け付け、免許付与するという柔軟な措置（臨機の措置）が認められています。

* * *

(参考条文 臨時災害放送局関係規定)

○放送法（抜粋）（昭和25年法律第132号）

（番組基準等の規定の適用除外）

第八条 前三条の規定は、経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送又は臨時かつ一時の目的（総務省令で定めるものに限る。）のための放送を専ら行う放送事業者には、適用しない。

（災害の場合の放送）

第一〇八条 基幹放送事業者は、国内基幹放送を行うに当たり、暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その発生を予防し、又はその被害を軽減するために役立つ放送をするようにしなければならない。

○放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）

（番組基準等の規定の適用除外）

第七条 法第八条の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一～七 （略）

2 法第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送（以下「臨時目的放送」という。）は、次の各号に掲げる事項のいずれかを目的とするものでなければならない。

- 一 国又は地方公共団体が主催し、後援し、又は協賛する博覧会その他これに類する催し物の用に供すること
- 二 暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと

○電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）

別紙2（第5条関係） 無線局の目的別審査基準

第5 放送関係

4 超短波放送局

(3) 臨時災害放送局

臨時災害放送局の審査は、次の基準によるほか、別紙1第2の2(※)の基準により行う。

ア 免許主体としては、被災地の地方公共団体等、災害対策放送を行うのに適した団体であること。

イ 放送対象地域は、災害対策に必要な地域の範囲内であること。

ウ 放送番組は、被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲内のものであること。

(※) 超短波放送局（FM系）について、設備など一般的審査の基準を規定したもの

○放送法関係審査基準（平成13年総務省訓令第68号）

別紙1（第3条関係）

第3条(11)による審査は、関係法令、基幹放送普及計画及び基幹放送用周波数使用計画によるほか、下記の基準によることとする。

1～17（略）

18 臨時災害放送を行う地上基幹放送の業務の認定等は、次の基準によるものとする。

(1) 認定等主体としては、被災地の地方公共団体等、災害対策放送を行うのに適した団体であること。

(2) 放送対象地域は、災害対策に必要な地域の範囲内であること。

(3) 放送番組は、被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲内のものであること。

○無線局免許等事務処理規程（平成13年1月6日総基総第10号）

第23条 非常災害（中略）時における重要通信の疎通の確保を図るため、次の各号に掲げる場合は、無線局の開設、周波数等の指定変更、無線局の設置場所等の変更について、臨機の措置を行うことができる。

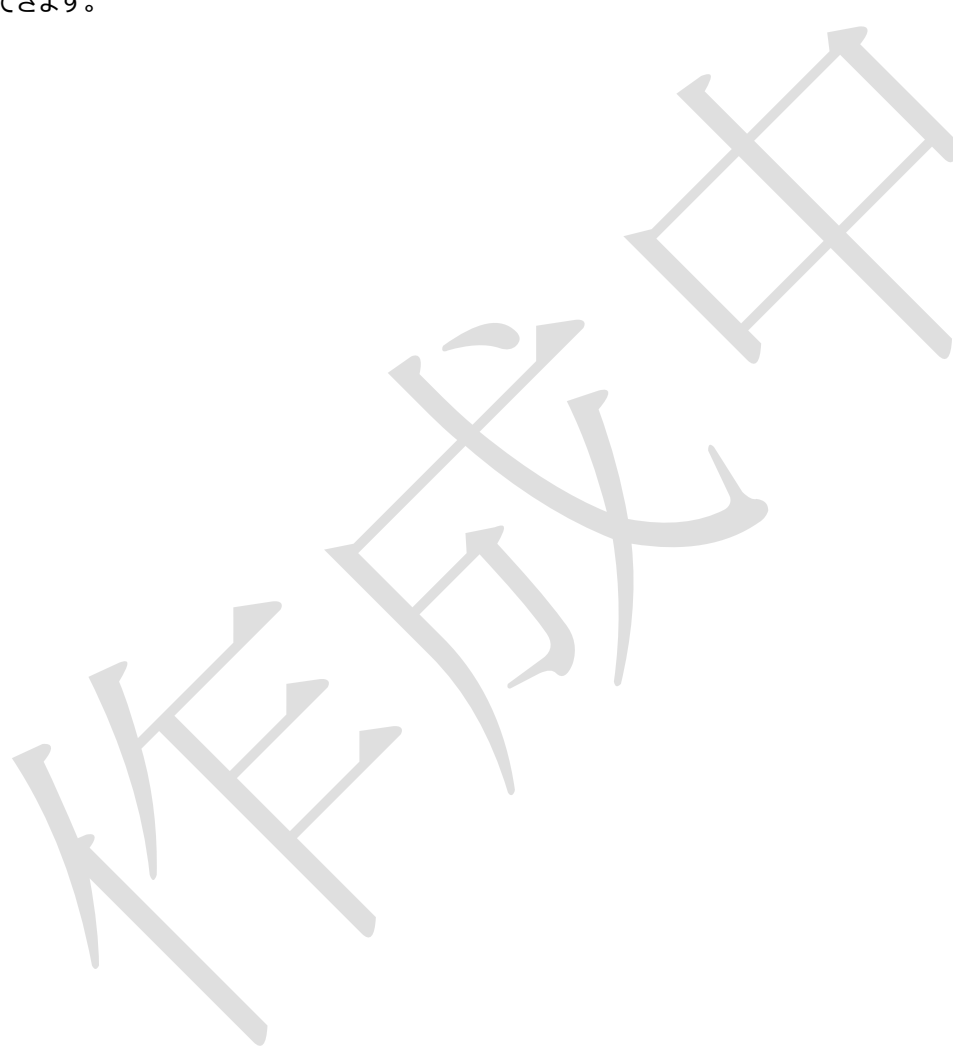
（略）

問 臨時災害放送局は、災害の規模が大きいきだけ開局できるのですか。

(答)

1 災害の大きさの要件はありません。

2 「被災地における被災者への支援及び救護活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲内」の放送番組でなければなりません。災害の規模が小さくとも、地方公共団体が必要ありと判断するのであれば、開局できます。



【免許の手続き】

問 臨時災害放送局の免許は、誰が、誰に対し、どのように申請するのですか。

(答)

- 1 臨時災害放送局の開局には、放送開始前に免許が必要です。ただし、災害時は、電話（口頭）による申請と、免許付与の手続き（臨機の措置）が用意されています。
- 2 申請できるのは地方公共団体等です。市町村や市町村の広域連合からの申請を想定しています。
- 3 長野県内及び新潟県内の市町村等は、信越総合通信局放送課（電話 026-234-9938 又は 090-3145-9307）に対し、電話で申請して下さい。災害時は電話がつながりにくいことがあるので、優先電話や衛星携帯電話当を利用するようにして下さい。
- 4 電話で申請があると、信越総合通信局は、使用できる周波数等を決めて、口頭でお知らせします。伝えられた周波数等をもって機材の調整を行って下さい。この調整を誤ると、他の放送に干渉を与えてしまうことがあります。機器を操作する市町村等の職員は、非常時に備えて操作方法を習得しておくよう、平時から訓練して下さい。運用を行う CFM 会社や CATV 会社においても同じです。
- 5 「臨機の措置」は、あくまでも緊急時の仮の対応であり、口頭での免許付与をもって放送を開始した後は、事態がある程度落ち着いたところで、正式な書面による手続きを取って下さい。
- 6 使用できる周波数、空中線電力（送信出力）の範囲、アンテナ設置予定場所等の検討があらかじめ行われていれば、市町村が信越総合通信局に電話連絡をした時点で、使用する周波数、空中線電力、呼出名称(識別信号)等の情報を速やかに伝えることができます。「行動計画」は、このような状況の実現を目指します。

問 臨時災害放送局を、複数の市町村が共同して開局できますか。（演奏所を一つにできますか。）

（答）

- 1 複数の市町村が共同して免許人になることも、市町村広域連合が免許人になることもできます。
- 2 臨時災害放送局を開局したい複数の市町村が同一の CATV 会社等に放送業務の運営を委ねると、結果的に、共同して臨時災害放送局を開局することになる可能性があります。二つの市町村のそれぞれの放送業務を異なるものとして引き受けることは、非常時の混乱の中にあって現実的ではないからです。
- 3 共同でなくても、一の市町村が免許人となって周辺の市町村の情報提供を併せて行うという形もあるので、市町村間連携の選択肢です。市町村の事情は様々でしょうから、信越総合通信局に相談して下さい。

問 臨時災害放送局の放送が届かない地域のために中継局を設けられますか。開局後に遅れて追加設置というのでもかまいませんか。

(答)

- 1 中継局は設けられますし、遅れて追加することもできます。
- 2 臨時かつ一時的な利用のために中継局を置局する費用対効果を判断し、中継局を開局しようとする市町村がある場合には、周波数利用が逼迫していない限り、認められます。
- 3 また、被災地の生活が復旧/復興していく過程で、臨時災害放送局の放送を別の地域でも聴けるようにしたいということで中継局を追加したい市町村がある場合も同様です。

問 災害発生を想定して事前に周波数利用を調整する「行動計画」があるのだから、申請不要にできないのですか。

(答)

- 1 「行動計画」では、複数の災害発生を想定して、周波数の効率的、効果的割当てを事前に検討します。したがって、周波数の割当てもある程度準備ができており、非常時における「臨機の措置」にも迅速に対応できます。
- 2 しかし、すべての災害発生に準備ができているわけではありません。災害の状況によっては、想定していたものと違う割当てになるかも知れず、あらかじめ確定的に周波数を割り当てることはできません。
- 3 「行動計画」は、「共助」によって被災地に複数の臨時災害放送局が開局されることを想定します。被災地の市町村がいつ開局しようとするのか、あるいは、被災地外から何台の送信設備等が集まるのかといったことで、周波数の割当ては、影響を受けることになります。ですから、電話（口頭）での申請は行って下さい。
- 4 なお、周波数利用については、「行動計画」に参加する個々の市町村と信越総合通信局との間で十分な協議を行うので、この協議の中で、運用開始までの具体的な手続きを、信越総合通信局に確認して下さい。

問 「臨機の措置」を求めるのに電話が断線や輻輳のためにつながらないときはどうすればいいのですか。

(答)

- 1 通常の固定電話や携帯電話がつながりにくいときには、災害優先固定電話や災害優先携帯電話、衛星（携帯）電話を利用するなどして、信越総合通信局放送課（026-234-9938 又は 090-3145-9307）への連絡を試みてください。
- 2 通常業務の時間外は、緊急連絡先に連絡して下さい。信越総合通信局では、災害発生に備えて「防災・減災マニュアル」（民間のBCP（事業継続計画）のようなものです）を定期的に更新しており、このマニュアルの下、放送局等との間では、夜間等の緊急連絡先等を相互確認しています。「行動計画」に参加する市町村との間でも、同様に、緊急連絡先の確認を行います。
- 3 通常業務時間内でも、信越総合通信局自体が被災するなどしていて連絡がつかないことがあります。そのときも、上述の緊急連絡先に連絡して下さい。それもつながらないときには、総務本省情報流通行政局地上放送課（電話 03-5253-5793）も応急の連絡を受け付けます。東日本大震災の発災当日は東北総合通信局の建物が被災し電話連絡が取れない状況が続きましたが、東京等の遠隔地とは電話が通じたために、総務本省との間で相談が行われた事例もあります。
- 4 臨時災害放送局は、首長が意思決定をして開局するものですから、電話（口頭）による申請手続きがどうしても必要です。災害時には、臨時災害放送局の開局申請以外にも様々な必要が生じるので、耐災害性の高い衛星携帯電話を用意しておくなどして、非常時の連絡手段は確保するようにして下さい。

問 信越総合通信局への電話が繋がらないときには、信越以外の総合通信局から免許を受けられますか。

(答)

- 1 発信側が耐災害性の強い電話を使用したとしても、信越総合通信局自体が大きく被災していれば、連絡がつかないこともあり得ます。このようなときは、関東総合通信局が信越に代わって「臨機の措置」を講ずるよう、体制とシステムが整えられつつあります。
- 2 その準備が整うまでの当分の間は、総務本省情報流通行政局地上放送課（03-5253-5793(調整中)）にご相談下さい。

問 既存のCFMはそのままに、臨時災害放送局の放送を新たに始められますか。

(答)

1 CFMと臨時災害放送局の放送が並存するのは、

- ① CFMを行う無線設備とは別の無線設備（別の周波数）を追加して併設する場合
- ② CFMを行う無線設備（CFMのための周波数）を使用して、CFMだけでなく臨時災害放送局の放送の免許も受ける場合

です。

2 ①については、特段の問題はなく可能です。もちろん、臨時災害放送局の放送には、CFMの免許とは別の新しい免許が必要です。

3 CFMは、平時には様々な種類の放送番組を放送し、コマーシャルも入れる商業放送として、地域に受け入れられています。この放送を「休止」するかどうかは、放送主体であるコミュニティFM会社が決める事柄です。CFMの「休止」を前提とせず、異なる周波数帯域を使って臨時災害放送局の放送を「追加」することは、制度としては禁止されていません。

4 もっとも、大規模広域の災害が発生したときには、周波数利用の逼迫が起きる可能性があるため、一つの地域でCFMに加えて臨時災害放送局の放送も聴けるようになったが、その余波で、CFMを持たない周辺の市町村が臨時災害放送局の放送を始められないといった事態が起きるなら、効率的で効果的な周波数利用とは言えないでしょう。「行動計画」では、市町村間の「共助」や事業者による支援を模索して途中で、できるだけ多数の市町村のニーズに応えられるように連携を進めます。

5 したがって、被災地域の広がり限定で、臨時災害放送局の開局数が限られ、周波数利用の逼迫が起きそうにない種類の災害（例えば、豪雪や地すべり）の場合に放送を「二重」にすることは、例外的なケースですが、あり得るでしょう。

6 一方、②の同一の設備・周波数でコミュニティ放送局と臨時災害放送局の機能を併せ持つことも、制度上は禁止されていません。

7 しかし、CFMに課せられる要件を満たしつつ、臨時災害放送局の放送の業務を運用することになるので、管理が複雑になります。空中線電力が上限20WのCFMを、時間帯によっては上限100Wの臨時災害放送局の放送に切り替えるといったことを毎日混乱なく行い、臨時災害放送局の放送の休止時間帯に限りCFMの規律にしたがって運用するといったことは、あまり現実的ではありません。

8 なお、①、②のいずれの場合も、既存のコミュニティ放送局と臨時災害放送局を同じ主体が運営するのに、放送主体は違っているわけですから、放送の時間、役割、責任、管理など明確にし、リスナーが混乱することのないようにすることが必要です。

問 「臨機の措置」で免許を受けた後日に、正規の書面による手続きを行う必要がありますか。

(答)

- 1 「臨機の措置」は、あくまでも、緊急時の仮の対応です。臨時災害放送局が運用を開始した後は、できるだけ速やかに正規の書面による申請手続きを行って下さい。
- 2 臨時災害放送局を開局するようなときには、免許手続き以外にも、様々なやりとりが総合通信局との間で行われるはずです。状況が落ち着いたときに進める手続きについては、信越総合通信局に個別に相談して下さい。

問 正規の書面での免許申請の際には、手数料が必要なのですか。いくらかかりますか。

(答)

- 1 放送局の免許申請に際しては、電波法第 103 条の規定により、手数料を国に納める必要があります。
- 2 臨時災害放送局の免許申請手数料は、空中線電力（送信出力）が 9 6, 4 0 0 円です（10 ワットを超え 100 ワット以下の場合）。
- 3 落成検査を受ける場合の手数料（注）は、4 4 3, 1 0 0 円です（同上）。

注：無線局の免許申請者は、通常の場合、落成検査に合格すると免許が与えられます。「臨機の措置」で臨時災害放送局が開局されるときは、この検査手続きなしにひとまず免許が与えられて、無線局の運用が始まります。しかし、事態が落ち着けば、後日に検査が必要です。落成検査は信越総合通信局の職員が原則として実施します。登録検査等事業者が点検等を行えば書類審査だけで足るとされる方法（登録検査等事業者制度と呼ばれ、現在広く利用されています。）もあります。登録検査等事業者の点検等の手数料は、電波法関係手数料令に規定されておらず、事業者が決めます。（なお、上記事業者により行った点検結果をもとに国の検査を受ける方法をとる場合には国の手数料は 2, 5 5 0 円です。）

問 落成検査を受ける前に廃局するような。開局期間の短い臨時災害放送局は、どうなるのですか。

(答)

- 1 臨時災害放送局は、臨時かつ一時的な放送局なので、「臨機の措置」により、落成検査を受けずに無線局の運用を開始することができます。しかし、落成検査が免除されているわけではないので、事後的であっても、検査を受ける必要があります。
- 2 もっとも、臨時災害放送局がその開局の目的を短期のうちに達成し、廃止するような場合には、廃止後に落成検査を行う必要性は見出せません。結果として、落成検査を行う前に廃局、ということも起こり得ます。非常時の事態が落ち着けば、正式の手続きを進めなければなりません。事態が落ち着けば廃局する場合もあるでしょうから、信越総合通信局に個別に相談して下さい。
- 3 なお、落成検査を行わないときには、落成検査を受ける場合の手数料は発生しません。

問 免許を受けた後は、電波利用料の支払いが必要ですか。

(答)

1 電波利用料の納付は、不要です。

2 電波法第 103 条の 2 の規定は、電波法の免許を受けた者(免許人)に電波利用料を国に納める義務を課していますが、臨時災害放送局は、同条第 1 2 項の規定により、適用が除外されています。



【周波数の割当て】

問 周波数に余裕がないために申請しても免許されない、といったこともあるのですか。

(答)

- 1 あります。
- 2 臨時災害放送局の放送は、既存の県域FM放送やCFM、他の臨時災害放送局の放送と同じ周波数帯域（FM帯域）を使用して運用されます。FM帯域の周波数利用が逼迫していれば、市町村が開局を希望して免許が受けられないこともあります。防災行政無線用のように、占有できる周波数帯域が用意されているわけではないからです。隣接する市には免許が付与されたのに、遅れて申請すると付与されない、といったことも起こり得ます。
- 3 アナログ方式であるFM放送の帯域の、いわば「すき間」を利用するものなので、周りが山々に囲まれていて干渉が起きにくい長野県内であっても、同時に開局できる臨時災害放送局の数には限りがあります。このため、限られた周波数資源を効率的に使い、被害の予防と被災者の救援等に最大の効果を上げられる臨時災害放送局の開局について、あらかじめ関係者が協議、調整を進めて災害発生に備えることは有益です。
- 4 なお、実際の開局に当たり、特定の場所・空中線電力を前提とした周波数の割当てが困難でも、場所を変更し、あるいは空中線電力を低減する等により割当てが可能となる場合があります。詳しくは、信越総合通信局に相談して下さい。

問 被害を軽減するために、被害が発生していない段階から、臨時災害放送局を開局できますか。

- 1 暴風、豪雨、洪水、地震など、災害の種類には様々なものがあります。例えば、暴風、豪雨、洪水などは、ある程度事前に予想できる災害です。
- 2 臨時災害放送局の放送は、「暴風、豪雨、洪水、地震、大規模な火事その他による災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つこと」を目的とするものであり、その開局は被害が生じた場合に限定していますが、例えば洪水警報が発せられたような場合は、まだ本格的な洪水被害は生じていないとしても、既に大雨により少なからず被害が生じていることが想定されます。本格的な洪水被害が生じる前に、危険を回避する行動を住民に促すために開局することも可能です。個別事例への適用については信越総合通信局にお問い合わせください。
- 3 一方で、被害があるかどうか分からない災害にもかかわらずあらかじめ開局するといったことは、制度が想定するところではありません。F M放送の帯域の「すき間」を、災害時に共用するのが臨時災害放送局の特徴であり、危険が迫ってもいないのにその帯域を占有していると、他の市町村での緊急の利用に支障が生ずる可能性があることから、季節性の災害に備えようと、毎年定期に開局しておくといったことも、認められません。

問 警報等が発令される度に臨時災害放送局を開局して住民に注意を呼びかけることは、認められますか。

(答)

- 1 臨時災害放送局は、あくまで臨時かつ一時的な放送局ですが、災害発生の際に開局し、終息の際に廃局するのは、制度に反していません。
- 2 他方で、例えば、豪雪警報が発出されたなら開設し、警報が解除されたなら廃止するという手続きを繰り返すことは、豪雪が一定の季節の中で短い周期で反復される可能性が高いこと、その季節が最長でも4ヶ月程度であること等を踏まえると現実的ではなく、実際の運用としては、豪雪被害を軽減するために一旦開設した場合には冬季を通じて局の開設状態を継続し、必要に応じて断続的に放送する運用等が合理的でしょう。手続きの負担や申請関連費用の発生を考えると、そのように運用しないと、豪雪の危険の軽減に役立つ放送にならないからです。
- 3 もっとも、周波数利用が逼迫している地域で、冬季と言えども占有することが他の地域の災害軽減を妨げる恐れがあるときには、認められない可能性もあります。
- 4 災害の種類は同じでも、その対策は地域によって違うでしょうし、市町村が置かれている地理的条件や財政的な事情も異なるでしょう。何より、周波数利用がどれほど逼迫しているかは、地域によって違います。どのような運用が可能かは、信越総合通信局に個別に相談して下さい。

問 例えば、豪雪警報等を伝えることを目的に、冬期の初めの、例えば、毎年12月1日に、警報等の発出如何にかかわらず臨時災害放送局を開設することは、認められますか。

(答)

- 1 認められません。
- 2 切迫していない災害に備えるのに恒例で開設するといったことはできず、「12月1日をもって」というように、あらかじめ開設日を決めるようなこともできません。
- 3 豪雪に関しては、警報が発出されたときに開局し、そのまま次の警報の心配がなくなる頃まで廃局しない運用が可能かどうかを、信越総合通信局では、地域における周波数利用の状況等から検討し、総合的に判断して、「行動計画」における市町村の開局の希望に対処します。

問 他の放送局との混信が生じたりしませんか。

(答)

- 1 他の放送局と混信が生じないように周波数の割当てを行うので、基本的には、混信は生じません。
- 2 ただし、臨時災害放送局の場合、臨時かつ一時的な周波数利用であるので、その割当てにあたっての混信状況の確認などは、通常のラジオ放送に比べると、緩やかな条件で免許を与えています。加えて、災害時には、できるだけ速やかに多くの人を利用できるように、多少の雑音が生じる可能性を受容しつつ、早期の開局を優先します。
- 3 結果として、一部の地域において、既存のラジオ放送が少し聴きにくくなるといった事態が発生することがあり得ます。しかし、このような事態の発生は、事前には予測が難しく、厳しくすると、開局数を少なくするか、そうでなくとも慎重に検証する必要が生じてしまいます。このため、できるだけ速やかに多くの人を利用できることを優先するのです。
- 4 万一、聴取者等からの申告で混信が判明したときは、信越総合通信局(放送課) (026-234-9938) まで連絡して下さい。
- 5 「行動計画」では、大規模災害の発生時には、多数の臨時災害放送局への周波数の割当てを準備します。できるだけ綿密に計画を検討し、割当てを行い、場合によっては、実験試験局を開局して検討を進めることで、もっとも効率的で効果的な置局計画を目指します。それでも、様々な被災のパターンがあるためにすべてに備えることはできません。混信は生じないようにするけれども、地域によっては多少の影響はおき得るかも知れないという範囲で、災害時における、臨時かつ一時的な放送の置局を準備します。

問 臨時災害放送局に割り当てられる周波数は、非常時への備えとして日頃から住民に周知しておきたいのですか、かまいませんか。

(答)

- 1 臨時災害放送局の使用する周波数は、基幹放送用周波数使用計画において、電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して個別に定める(割り当てる)とされています。つまり、通常利用されていない帯域に「空き」があるときに限って、周波数を死蔵させないよう、災害の被害の軽減に利用しようというのが臨時災害放送局の制度です。
- 2 つまり、臨時災害放送局が使用する電波は、NHKや民放の県域FM放送、CFMも使用する周波数帯です。開局する臨時災害放送局の放送が利用する周波数は、既存の放送の「すき間」であるという意味で、CFMと同じですが、さらに、他の臨時災害放送局の放送との干渉が生じないようにしなければなりません。このため、開局の段階にならないと、周辺の周波数利用状況は確定せず、住民への事前周知も基本的には困難です。
- 3 一般的な防災行政無線であれば、占有できる帯域が用意されていて、あらかじめ使用する周波数は決まっていますが、臨時かつ一時的な臨時災害放送局では、利用できる周波数はあらかじめ決まらず、他に利用する局があると、開局すら保障されていないという制約があるのです。
- 4 例えば、東京や大阪といった大都市では、そもそも周波数利用が逼迫しているために、臨時災害放送局の開局自体がままならないと言われています。長野県や新潟県の周波数利用にはまだ余裕がありますが、それでも、地域によっては、多数の開局が難しい可能性があります。
- 5 「行動計画」では、あらかじめ様々な災害の発生を想定して検討を進めるものの、発生する災害の規模や、開設される臨時災害放送局の数等によって、割り当てられる周波数は変わる可能性があります。市町村や放送会社の間で、いざというときに割り当てられる周波数の候補についての情報を共有するようなことは、迅速に開局するための準備としては合理的でしょうが、あらかじめ広く住民に周知するとかえって混乱を招きかねないことから、基本的には慎重であるべきでしょう。
- 6 例外は、CFMを「休止」して臨時災害放送局を開局する場合です。このケースでは、できるだけ同じ周波数を利用できるようにし、CFMのリスナーがそのまま臨時災害放送局の放送を聴くことができるように、「行動計画」を策定します。
- 7 CATVをベースにする臨時災害放送局でも、CATVの番組の中で、開局する臨時災害放送局の周波数が決まれば、ただちにテレビを通じて視聴者に知らせて、ラジオ端末の準備とチューニングを住民に呼びかけるといった運用は可能でしょう。

問 あらかじめ機材を設置しておき、ただちに無線局の運用が開始できる状況を準備しておいてもかまいませんか。

(答)

1 迅速な開局のために機材を用意しておくことは望ましいことです。ただし、誤って不法電波を発射するといったことがないように、注意が必要です。例えば、アンテナを非常時のためにあらかじめ設置しておくのであれば、電波法 78 条により定められた電波法施行規則 42 条の 2 の規定にしたがって、給電線は外しておく等の対策が必要です。

2 いずれにせよ、「行動計画」に基づく演習等を通じて、機材の設置や取扱いの訓練を行うようにして下さい。

問 FM 波ではなく AM 波を使って臨時災害放送局を開局できますか。

(答)

- 1 中波帯・短波帯の AM 波を使用する臨時災害放送局については、制度が準備されておらず、原則として認められません。中波帯・短波帯の電波は、他国にも伝達しやすい性格を有するために、中波帯・短波帯の放送局を新たな場所に開設する場合や、既に存在する放送局の周波数等の変更を伴う場合には、原則として他国への混信を避けるための国際調整が必要とされており、国際的責任から我が国のみの判断が困難だからです。
- 2 もっとも、現に人命等に切迫した危険があり、かつ、他の方法がない場合等について、中波帯・短波帯の利用をもって事態の打開が図れる状況が生じるようなことがあれば、例外的な措置もあり得ます。しかし、臨時災害放送局の開局を「共助」によって支援していく「行動計画」が有効に機能するのであれば、中波帯・短波帯をもってして情報を伝達しなければならない事態はあまり想定されません。
- 3 また、中波帯の放送は、県域放送としての役割を担っています。災害時にはやはり被災者のための情報を放送し、孤立する地域への情報提供を中波帯の放送局が自身の番組編集として行うこともあり得るでしょう。臨時災害放送局とそうした中波帯の放送局の連携を模索する方が現実的です。

【運用】

問 臨時災害放送局の「臨時」には、長くていつまでという期限はあるのですか。

(答)

- 1 臨時災害放送局は、臨時かつ一時的に開局される放送局ですから、免許期間も、被害の軽減に役立つという目的に照らして客観的に認められる合理的な期間になります。加えて、被害の軽減に役立つ放送としての役割が達成できたときには、その時点で自主的に廃止すべき性格の放送局です。
- 2 免許期間は、信越総合通信局が免許の際に付与します。一方、廃止の時期を決めるのは、市町村です。例えば、被災住民への情報伝達が臨時災害局の放送に頼らなくてもすむようになったと市町村が判断すれば、免許期間中であっても廃止の手続きを取ることができます。逆に、臨時災害放送局の放送を続ける必要があると市町村が判断するのであれば、免許期間の間は放送を続けることができますし、免許期間の延長を信越総合通信局に申請することもできます。

問 臨時災害放送局の放送は、被災の状況によっては、免許期間を超えて続けられますか。

(答)

- 1 信越総合通信局では、臨時災害放送局の放送の必要性を勘案して有効期間を定めて免許します。ですから、臨時災害放送局の免許は、当該期間の満了日をもって自然と失効します。
- 2 しかし、住民生活の被災からの回復が当初の見通しよりも遅れるなどしているために、臨時災害放送局の放送を必要とする期間が長期化することがはっきりしたときは、免許期間を超えて放送を継続することができるよう、免許期間を事実上延長することがあります。
- 3 一旦廃止や免許を失効した場合は、臨時災害放送局を再開する形になります。この場合には、当初の免許と同じ手続（電波法令に基づく手続）が必要になります。これに対し、免許期間が満了する前に放送を継続できるようにするには、再免許という、再度の開設の場合よりも簡便な手続があり、一般的には、この方法が用いられます。
- 4 信越総合通信局では、状況に応じて必要な手続などを事前にアドバイスすることができるので、なるべく早くに相談して下さい。

問 災害発生から相当期間が経過してから、臨時災害放送局を開設することや、いったん廃止した臨時災害放送局を後日に再開することは認められますか。

(答)

- 1 相当期間が経過していても、合理的理由があれば開設できます。また、再開もできます。ただし、再開の場合は、臨時災害放送局を新たに開局するのと同じ手続きが必要です。
- 2 臨時災害放送局の免許は、災害対策放送を行うのに適した被災地の地方公共団体等に対し、災害対策に必要な地域の範囲内に放送対象地域を限って与えられるものです。災害の被災者を救護し、支援する活動等を円滑に実施するために市町村が必要と判断するのであれば、それがいつの時点であろうとも、開局は可能です。
- 3 東日本大震災においては、仮設住宅に生活している避難世帯への広報誌の配布や、回覧板による情報共有等を再開しようという動きが復興が進む過程で現れてきたときに、ラジオ放送を使うところから始めようということで被災数ヶ月後に開局した例がありました。
- 4 もっとも、開局は速やかに行われることで被災者の情報ニーズに応えることができるので、開局する以上は、できるだけ早期に開局し時間の経過とともに放送番組を変えて被災者の時々の情報ニーズに応えるようにしていく方が一般的でしょう。

問 臨時災害放送局は、例えば一日おきに放送するといった番組編成でもよいのですか。

(答)

- 1 毎日放送するといった要件はありません。一日数回といった断続的な放送でもかまいません。
- 2 もっとも、臨時災害放送局の放送の目的からして、一日おき、あるいは定刻だけ、ということで足りるかどうかは、放送主体である市町村が判断する必要があります。
- 3 臨時災害放送局の放送として適切かどうかは、CFM 会社や CATV 会社に運営を委ねるにしても、市町村の責任です。被害の状況や、他の情報伝達手段の復旧の状況、要員事情等を総合的に勘案して判断して下さい。
- 4 現実の問題としては、臨時災害放送局の放送に対する住民のニーズは強くとも、それに応えていくだけの体制が整わないために、放送時間を限らざるを得ない可能性があります。多数の被災者が必要としているのであれば、一週間、ひと月、半年と放送を続けていけるような応援体制をどう準備するかは課題です。

問 放送を継続していく際に利用できる支援はないのですか。

(答)

- 1 東日本大震災の際には、全国共同募金会（赤い羽根）や日本財団の支援金等が放送継続を支えたほか、放送の「空き」時間に放送できるように全国的な放送会社が音楽番組を提供するといった支援も行われました。他にも、様々な人たちが様々な形で、今も放送継続を支援しています。
- 2 信越地域で、万一の災害が発生した際に、どのような支援があるのかは分からないので、「行動計画」は、こうしたものに頼らなくても放送を開始し、継続できることを目指します。

(関連質問が P47 にあります)

問 臨時災害放送局が放送するのは、市町村発の情報に限られるのですか。

(答)

- 1 放送主体は市町村なので、その意味では市町村発の情報にが中心になるものと考えられますが、実際の運用では、多様な情報が放送されることになるでしょう。
- 2 臨時災害放送局は、「被災地における被災者への支援及び救援活動等の円滑な実施を確保するために必要な範囲」の放送番組を放送します。東日本大震災の際には、給水等の支援活動をする自衛隊や国の関係機関から発せられる情報もありましたし、NPO 法人やボランティア団体からの生活支援情報もありました。
- 3 避難生活が今も続く東北の各地では、復興に長期間を要することから、被災住民の精神的なケアのための「音楽」や、笑いのための「軽い娯楽」も放送されています。ラジオ端末というプライベートな空間でイヤホン等でも聴くことができるメディアですから、防災行政無線などに比べると、幅広い内容を放送することができます。
- 4 臨時災害放送局の放送を、市町村は、CFM 会社や CATV 会社に運営を委ねることができます。被災の混乱時ですから、放送会社としての持てる能力を最大限に放送に向けてくれます。それには、放送主体である市町村と運営主体の事業者が、その放送内容について平時から話し合い、何を委ねるのかを決めておく必要があります。

問 臨時災害放送局の開局や運営を担当する市町村の職員は、防災担当でなければいけませんか。広報、市民、情報といった部署が担当してもよいのですか。

(答)

- 1 いずれの部署でもかまいません。臨時災害放送局の開局を決めるのは首長等ですから、市町村内の担当は問われません。
- 2 ただし、放送法令、電波法令の趣旨を理解して開局や運営に当たることは必要なので、信越総合通信局と向き合う責任部署は決めて下さい。CFM 会社や CATV 会社に運営を委ねる場合も、放送主体は市町村なので、担当がどこであれ、市町村内の体制が曖昧にならにようして下さい。

問 臨時災害放送局の運営を NPO 法人やボランティア団体に委託することはできますか。

(答)

- 1 放送主体である市町村が業務を委ねる先は、NPO 法人やボランティア団体でもかまいません。
- 2 もっとも、「行動計画」に基づき、CFM 会社や CATV 会社が臨時災害放送局の開局を支援する体制が作られるので、NPO 法人やボランティア団体が運営を委ねられるケースは、一般的ではなさそうです。
- 3 大規模広域災害が一度起きたときには、様々な NPO 法人やボランティア団体が救援活動や生活支援活動を長野県や新潟県の地でも行うでしょうし、その際には、CFM や CATV をベースにする臨時災害放送局の活動とも連携が生まれるでしょう。しかし、臨時災害放送局の運営をこうした法人や団体に頼らなくとも「自助」と「共助」によって可能にするのが「行動計画」です。

問 臨時災害放送局を自らは運営していない市町村は、どう運営に関与すればよいのでしょうか。

(答)

- 1 臨時災害放送局の業務には、放送内容の取材、放送原稿の用意、アナウンス、機器の調整管理等、様々なものがあります。そうした業務に明るい者に放送の運営を頼むことは否定されませんし、むしろ、非常時なのだから積極的に活用すべきでしょう。
- 2 しかし、放送法令、電波法令に対する責任は、あくまで免許を受ける市町村にあるので、放送の実施状況、内容など把握して放送を適切に管理するのは、市町村の役割です。
- 3 東日本大震災では、市町村の行政機能が喪失するほどの被害の中、NPO 法人やボランティア団体が市町村に代わって臨時災害放送局を運営する地域もありました。市町村がその運営にかかわっていない状況も一部には見られたようです。
- 4 「行動計画」は、多数の市町村が本来の機能を失うような事態までは想定していません。むしろ、CFM 会社や CATV 会社のハード、ソフトを如何に活用して住民のニーズにあった情報提供を行うか、市町村はどうすれば救助や救援などの業務に集中できるかを意識して策定されています。
- 5 市町村は、あらかじめ非常時の放送内容について運営主体とよく話し合い、一度災害が発生したときには、信頼を寄せ委ねる信頼関係を、日頃から構築しておく必要があります。

問 市町村は、放送される内容を、了解していなければいけませんか。

(答)

- 1 市町村は、臨時災害放送局の放送主体として、放送法令、電波法令を遵守する立場にあるので、放送の内容を把握しておく必要があります。
- 2 もっとも、臨時かつ一時の災害が発生した場合に、その被害を軽減するために役立つ放送には、放送法の番組基準等は、適用されません。
- 3 また、市町村が放送の内容を事前にいちいち了解していないと放送できないようでは、運営に支障が生じます。市町村としては、信頼できる者に放送業務を委ねることで、個々の放送の仔細な内容をチェックすることはせず、救助や救援の業務に集中したい事情もあるでしょう。
- 4 したがって、放送の内容については、どのような内容の放送をどのように行うのかといった大枠について、放送主体と運営主体が平時のうちに話し合っておくのがよいでしょう。

問 県域放送局からニュース番組等の供給を受けて臨時災害放送局が放送することは、認められますか。

(答)

- 1 ニュース番組等は、被災地の被災者にとって必要な情報なので、県域放送局等から許諾を受けて行う限り、問題ありません。
- 2 もっとも、県域のラジオ放送は、臨時災害放送局とは別の周波数で県域全体に向け放送を行っています。したがって、被災者は、ラジオ端末で県域のラジオ放送も聴くことができます。ラジオが設置されている状況や、利用者の都合によって、チャンネルを切り換えられないといったこともあるでしょうから、ニュース番組等を臨時災害放送局で放送することが被災者の利益にかなうと市町村が判断するのであれば、その実現を妨げる制度はありません。
- 3 特に、大規模広域災害では、臨時災害放送局と県域放送局の連携は、是非とも必要です。復旧/復興に向かう地域社会を支えていくのに、番組を相互に交換し放送するなどしていけば、双方に利益があるでしょう。市町村としても、放送会社との間で話し合うなどして下さい。

問 番組内容に、こういう内容のものはいけないといった制限がありますか。

(答)

- 1 臨時災害放送局には、番組基準等の規定は適用されませんが、これは、臨時災害放送局が臨時かつ一時の目的のための放送を専ら行う放送であって、その規定を適用するまでもないからです。したがって、仮に、復興のための放送として期間が長くなるような場合には、番組基準を策定しないまでも番組準則に沿った編集を行うといった自主的判断が放送主体には期待されます。
- 2 東日本大震災の経験において長期にわたり放送を継続する臨時災害放送局が登場しており、こうした放送を規律するルールがまだ整っていない一面もあるでしょう。信越総合通信局としては、今後の検討課題の一つと認識しています。

問 臨時災害放送局が開設されることを、市町村の「地域防災計画」に明記してもかまいませんか。

(答)

- 1 臨時災害放送局の開局を、市町村が「地域防災計画」に記載することはかまいません。
- 2 ただし、割り当てる周波数がなくて開局できないといったことも可能性としてあるので、放送が開始されずに住民が混乱するといったことがないよう、計画中にその旨を明記するといった対策は講じて下さい。
- 3 「行動計画」では、臨時災害放送局の開局を望む市町村について、開局の成否をあらかじめ検討します。したがって、災害が発生してから慌てて臨時災害放送局を開局しようとするのと違って、おおよその周波数事情は事前に分かっています。「行動計画」において想定し、検討した事態に関しては、混乱は生じないようにしていきます。
- 4 臨時災害放送局の放送は、占用できる帯域を持たず、伝えられるのは音声でしかないという限界ある情報伝達手段です。住民に情報を伝える手段の一つとして活用する価値はありますが、そのみに頼るということは避けるべきです。あくまで、補助的な存在です。

問 臨時災害放送局を開局し、放送を続けていくためには、どれくらいの費用がかかりますか。国からの財政支援はないのですか。

(答)

- 1 一概に費用を示すことは難しいです。放送の期間や時間等によって必要な要員が変わりますし、どのように情報を収集し提供するのによっても違うからです。
- 2 国からの財政支援策は、直接に放送局の放送を支援するものではありません。一方、東日本大震災の際には、長期にわたる放送継続のために、全国共同募金会（赤い羽根）や日本財団による支援金のほか、厚生労働省の緊急雇用創出基金事業臨時特例交付金等を活用する放送局や市町村がありました。
- 3 「行動計画」は、市町村間の「共助」と事業者の支援をもって、特に、財政力の弱い町村部での臨時災害放送局の開局と放送を応援します。しかし、基本にあるのは「自助」であり、その上で、「行動計画」に参加する市町村は、それぞれに関係者と協議、調整して、「共助」の関係を形作り、必要であれば業務協定を締結します。費用面も、発生をできるだけ抑える工夫ではありますが、ゼロにはならない性格のものです。

問 費用負担に関し、国としてこうあるべきというルールを示さないのですか。

(答)

- 1 臨時災害放送局といっても、その開局の経緯や背景や事情は様々です。地方の事務である防災や減災の費用負担の在り方について、放送行政の立場から国がルールを決めることは適当ではありません。
- 2 放送主体と運営主体の合意があらかじめあればこそ、臨時災害放送局は有効に機能します。そこには非常時だけでなく平時からの関係があるはずなので、そういう関係も含めて、この機会に、単に追加的に発生するコストをどうするかという問題に単純化しないで、防災・減災のための放送利用を平時からどう進めていくのかを、両者でよく話し合ってください。

問 臨時災害放送局の放送にコマーシャル（広告放送、いわゆる CM）を入れてもかまいませんか。

（答）

- 1 制度上禁止されてはいません。放送主体である市町村がコマーシャルを入れたいということなら、可能です。
- 2 もっとも、災害時の放送に通常のコマーシャルを入れたいスポンサーがいるのかは別問題です。既存の放送局でも、被災地である現地の状況、予想されるリスナーの反応等を勘案して、コマーシャルをどうするかは難しい判断を行っています。
- 3 臨時災害放送局にコマーシャルを入れてよいかは、東日本大震災後の臨時災害放送局が長期にわたり放送を継続していく必要に迫られた際の、コマーシャルをもって維持費用を捻出できないかという問題提起から出発しています。臨時災害放送局の活動を支援するためにコマーシャルを出稿しようという企業が現れるに至り、現にコマーシャルを入れている臨時災害放送局が存在するようになりました。長期にわたり臨時災害放送局が放送を続けようとし、そのためにコマーシャルを活用するという方法は、今後の災害時に企業が臨時災害放送局の活動を支援する方法の一つになっていくでしょう。
- 4 他方、市町村が放送主体の放送番組で、特定の企業、商品の宣伝が行われることに対する批判もあり得るでしょう。特に、支援のための特別なコマーシャルというのではない場合には、制度上の問題はないものの、運用上のトラブルの一因になるかも知れません。
- 5 「行動計画」は、コマーシャルによる収入で放送を維持していくことは想定していません。放送主体と運営主体があらかじめ合意したルールにしたがって費用を負担していくことで安定した放送が続くようにします。

【関係規制】

問 臨時災害放送局は、無線従事者を配置しなければならないのですか。

(答)

- 1 臨時災害放送局は、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士又は第一級総合無線通信士の有資格者（無線従事者）の配置が必要です。（電波法第39条第1項、電波法施行令第3条第1項）
- 2 員数については、臨時災害放送局の運用に当たって無線従事者の役割が果たせる状態になればなりません、特に具体的な定めはありません。

問 無線従事者がいない市町村は、臨時災害放送局を開局できないのですか。

(答)

- 1 電波法令は、臨時災害放送局にも無線従事者の配置を求めています。臨時かつ一時の放送局に対しては、通常の放送局に比べると、無線従事者の資格者を求める運用を緩やかにしていますが、それでも、放送波を発射する以上、その責任には重いものがあります。機器の操作を誤れば、発射する放送波が他の放送等に妨害を与えてしまう可能性があり、重要な情報がいつもにも増して放送波を使って伝えられている災害時にはなおさらのこと、このような支障をきたさないようにする必要があるので。
- 2 しかし、市町村の職員に無線従事者の資格者がいないために臨時災害放送局の放送を始められないのでは、被害の予防や被災者の救援等に臨時災害放送局の放送を使えません。このため、運用としては、市町村の職員が平時のうちに送信設備等の操作を学習、訓練し、非常時には注意深く操作し、無線従事者には、急ぎ他から応援に来てもらうこととして、臨時災害放送局の放送を開始するとは認められます。「臨機の措置」では、無線従事者がいないと免許を付与しない、ということはしませんし、無線従事者の配置は、免許を受け無線局の運用を開始した後でもやむを得ません。
- 3 「行動計画」は、ソフト面の支援も企画しており、その一つが無線従事者の支援です。無線従事者のいない市町村を支援する体制ができていれば、臨時災害放送局の開局と放送の継続が容易になります。

問 臨時災害放送局への規制はあるのですか。国（総務省）への報告義務などがありますか。

（答）

- 1 「臨機の措置」で免許を受けた場合は、正規の書面で免許申請等を行う必要があります。
- 2 放送法令や電波法令に従う必要がありますが、通常の放送とは様子は違い、例えば、番組基準の適用はありませんし、番組審議会を設ける必要もありません。
- 3 開設、運営している間に国に報告しなければならない事項も、基本的にありません。
- 4 臨時災害放送局を開局したからといって、規制を受けるために新たな事務が市町村に発生するということはありません。放送の業務を委託された CFM 会社や CATV 会社にも同じことが言えます。
- 5 ただし、無線従事者資格配置に関する規制はあるので、対策が必要です（前問参照）。

結び

臨時災害放送局についてのお問い合わせ、ご相談等は、信越総合通信局にお寄せ下さい。

信越総合通信局の防災・減災への取組みは、信越総合通信局の Web サイトに紹介しています。本書はもとより、「行動計画」もダウンロードできるようにしてあります。ご活用下さい。

URL <http://www.soumu.go.jp/soutsu/shinetu/>

相談連絡先	電 話	備 考
総務省信越総合通信局	026-234-9961	防災対策推進室

平成24年12月5日 第0版（素案）

編集：信越総合通信局